

平成25年6月4日

公益社団法人  
宮城県トラック協会 御中

総務省総合通信基盤局  
電波部電波環境課  
監視管理室

### 平成25年度電波利用環境保護のためのポスター等の配布について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、情報通信行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電波利用の増大・高度化をはじめとした情報通信技術の利用は、社会経済活動や国民生活の隅々に広がり、電波利用の形態も国民の生命・財産の保全に直結する重要な無線通信システムから携帯電話を始めとした身近な通信システムにまで幅広く普及しており、さらに無線LANや無線タグなど新たな無線利用は多種多様な社会・経済・国民生活の発展に不可欠なものとなってきております。

当省では、これらに活用される無線通信を確保し、今後も増大する新たな電波利用ニーズに的確に対応できる良好な電波利用環境をめざして、誰もが安心・安全に電波を利用できる環境を保護するための各種施策を展開しております。

しかしながら、免許が必要にも関わらず免許を有しないで開設・運用する無線局(以下、「不法無線局」という。)により、警察・消防救急・防災行政無線等の重要無線通信に対する混信・妨害をはじめ、テレビやラジオの受信障害、コンピュータ等の各種電子機器への障害等、深刻な事案が依然として多数発生し、当省に寄せられる混信妨害申告は後を絶ちません。さらに、インターネットショッピング・インターネットオークションで手軽に違法な無線機器を購入・使用することによる重要通信妨害等の事例も発生し、電波環境の悪化が懸念される状況となっています。

このため、当省では、

- ・ 新聞等のマスメディアによる一般国民を対象とした周知・啓発活動。
- ・ 地域のボランティア(電波適正利用推進員)による地域住民に対する草の根的な周知・啓発活動。
- ・ 公共工事現場に出入りする無線機を搭載した車両に対する周知・啓発活動。

など一般国民、無線機設置者に対する広報活動を行っているところであります。

平成15年度からは、公益社団法人全日本トラック協会の協力により物流業界、無線機設置車両の雇用者に対する周知・啓発活動を推進しているところであります。

この度、平成25年度の新たな周知啓発用のポスター、リーフレット等を作成しました。僅かであります、ポスター、リーフレット等を送付させていただきますので、掲出等をお願いできればと存じます。併せ、引き続き貴協会のご支援、ご協力いただきますとともに、貴協会の会員の皆様にもご理解とご協力を頂けますようよろしくお願い申し上げます。

敬具



連絡先

総務省総合通信基盤局  
電波部電波環境課  
監視管理室調整係  
担当：福田、杉本

電話 03-5253-5911

FAX 03-5253-5915

# 不法電波はなぜ迷惑?

不法無線局から出される電波(不法電波)は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど日常生活に悪影響を及ぼします。さらに、消防、救急、警察や鉄道、航空機など人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。例えば、次のような障害が起こります。



消防・救急用無線を妨害し、活動に支障をきたす



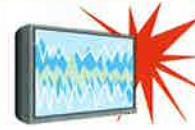
防災行政無線を妨害し、災害時の緊急通信が困難になる



鉄道の業務用無線を妨害し、列車の運行を妨げる



携帯電話が繋がらなかったり、切れたりする



テレビやラジオの映像・音声を乱す

## 電波に関するお困りごとやご相談は下記までお問い合わせください

北海道総合通信局  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>  
管轄区域: 北海道

不法無線局、混信・妨害 (011)737-0099  
受信障害(テレビ・ラジオ) (011)737-0033  
電波利用料 (011)709-6000  
その他行政相談 (011)709-3550

東北総合通信局  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>  
管轄区域: 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

不法無線局、混信・妨害 (022)221-0641  
受信障害(テレビ・ラジオ) (022)221-0698  
電波利用料 (022)221-0663  
その他行政相談 (022)221-0610

関東総合通信局  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>  
管轄区域: 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

不法無線局、混信・妨害 (03)6238-1939  
(全国)短波混信・妨害 (046)888-2182  
受信障害(テレビ・ラジオ) (03)6238-1945  
放送相談(地上デジタル放送) (03)6238-1944  
電波利用料 (03)6238-1932  
その他行政相談 (03)6238-1940

信越総合通信局  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>  
管轄区域: 新潟、長野

不法無線局、混信・妨害 (026)234-9976  
受信障害(テレビ・ラジオ) (026)234-9991  
電波利用料 (026)234-9998  
その他行政相談 (026)234-9961

北陸総合通信局  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/>  
管轄区域: 富山、石川、福井

不法無線局、混信・妨害 (076)233-4441  
受信障害(テレビ・ラジオ) (076)233-4491  
電波利用料 (076)233-4414  
その他行政相談 (076)233-4405

東海総合通信局  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>  
管轄区域: 岐阜、静岡、愛知、三重

不法無線局、混信・妨害 (052)971-9107  
受信障害(テレビ・ラジオ) (052)971-9648  
電波利用料 (052)971-9142  
その他行政相談 (052)971-9104

近畿総合通信局  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>  
管轄区域: 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

不法無線局、混信・妨害 (06)6942-8535  
受信障害(テレビ・ラジオ) (06)6942-8567  
電波利用料 (06)6942-8544  
その他行政相談 (06)6942-8502

中国総合通信局  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/>  
管轄区域: 福井、島根、岡山、広島、山口

不法無線局、混信・妨害 (082)222-3332  
受信障害(テレビ・ラジオ) (082)222-3383  
電波利用料 (082)222-3308  
その他行政相談 (082)222-3314

四国総合通信局  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>  
管轄区域: 徳島、香川、愛媛、高知

不法無線局、混信・妨害 (089)936-5051  
受信障害(テレビ・ラジオ) (089)936-5030  
電波利用料 (089)936-5006  
その他行政相談 (089)936-5020

九州総合通信局  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>  
管轄区域: 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

不法無線局、混信・妨害 (096)312-8255  
受信障害(テレビ・ラジオ) (096)326-7873  
電波利用料 (096)326-7805  
その他行政相談 (096)326-7819

沖縄総合通信事務所  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/>  
管轄区域: 沖縄

不法無線局、混信・妨害 (098)865-2308  
受信障害(テレビ・ラジオ) (098)865-2307  
電波利用料 (098)865-2303  
その他行政相談 (098)865-2390

良好な電波環境を整備するため、無線局の免許人のみなさまには一定の金額を「電波利用料」としてご負担いただいております。

再生紙利用

総務省総合通信基盤局  
<http://www.tele.soumu.go.jp/>

1時間毎に  
不法無線局が  
出現!

不法無線局の出現状況

8903局

平成23年4月～平成24年3月

不法無線局から出される電波(不法電波)は、消防、救急、警察や鉄道、航空機など人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。



私は守ります。  
電波のルール

# 不法電波とは?

電波の利用には、無線局の免許が必要です。免許が無いのに開設した無線局は不法無線局となります。この不法無線局から出される電波を「不法電波」と呼んでいます。

# 不法電波の罰則とは?

不法に電波を使うと、電波法違反となり、不法無線局を開設した場合には、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**に、また、不法電波で重要な無線通信を妨害すると、**5年以下の懲役又は250万円以下の罰金**に処せられます。

犯罪 不法電波は  
です。



チェック!

# 電波のルールをしつかり確認しましょう。



## ((・1 無線機の使用には技適マーク(○)の確認を!

コードレス電話、特定小電力トランシーバー、無線LAN機器などの無線機を購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているかを確認してください(技適マークは、ディスプレイで表示するものもあります)。技適マークの付いていない外国製などの製品をそのまま国内で使用することは、法律で禁止されています。  
※旧タイプの技適マーク(○) (S62.10~H7.3)も有効です。



## ((・2 電波の利用には、原則、免許が必要!

無線機の使用には、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。

(例)アマチュア無線:無線局の免許、無線従事者の資格

※微弱な電波を使用する機器など、一部免許が不要なものもあります。詳しくは最寄りの総合通信局までお問い合わせください。



## ((・3 外国規格の無線機は国内では使用できません。

近年「FRS」「GMRS」「UHF-CB」などの外国規格の無線機が、通信販売やインターネットオークションなどで流通しています。これらの無線機が使用する電波は、日本国内の防災行政用無線や放送業務用無線などの重要な無線に使われており、電波妨害を与えるおそれがあるため国内では使用できません。購入の際には、十分に注意してください。

ここも  
チェック!

- 無線機を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。
- アマチュア無線を使用する場合は、ルールを守って正しく運用しましょう。

## 不法電波、取締中! DEURAS

総務省では、快適な電波利用環境の維持のために、不法電波などの取り締まりを電波監視システム「DEURAS(デューラス)」を整備して行っています。「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や、不法無線局探索車と呼ばれる特別な車両を使って、不法電波などを探し出すシステムです。

